

業 務 仕 様 書

(適用の範囲及び仕様書の遵守)

第1条 本仕様書は、「R7企総管 吉野川北岸工業用水道 取水施設堆積土砂除去業務」（以下「本業務」という。）に適用するものとし、本仕様書の内容に疑義を生じた場合は、監督員に仕様の確認を行うものとする。

なお、本業務は、設備を構成する各機器の点検、諸測定及び調整を行い、設備の機能を常に最良の状態に維持し、障害発生を未然に防止することを目的とするため、本仕様書に明記なき事項についても、設備の機能上当然必要となる業務は、これを実施するものとする。

(共通仕様書の適用)

第2条 本業務仕様書に記載なき事項については、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。

なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。

2 共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。ただし、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。

なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

(徳島県HP)：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

(共通仕様書の読み替え)

第4条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制（試行）)

第5条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

(受発注者共同による品質確保)

第6条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(委託業務箇所)

第8条 委託業務箇所は、次のとおりとする。

- (1) 吉野川北岸工業用水道 取水場 鳴門市大麻町津慈
- (2) 吉野川北岸工業用水道 土捨場 鳴門市大麻町東馬詰

(業務内容)

第9条 本業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 沈砂池清掃
 - ア 取水場天日乾燥床の土砂掘削・運搬(鳴門市大麻町津慈から鳴門市大麻町東馬詰)し、敷き均す。
 - イ 天日乾燥床底部に全透水円筒型水平排水材を敷き、砕石で埋め戻す。
 - ウ 沈砂池内堆積泥土を代掻き、ポンプ圧力水等を用いて清掃する。
 - エ 排泥用及び清掃用ポンプの据付、撤去及び運転操作を行う。

(現場業務詳細)

第10条 現場業務の詳細は、次のとおりとする。

- (1) 沈砂池清掃
 - ア 清掃作業時は、代掻きを主として用い、ポンプ圧力水の使用を極力抑えること。
 - イ 沈砂池の清掃は、1池ごとに行うこと。
 - ウ 堆積泥土に含まれる異物(石、コンクリート片等)は除去すること。
 - エ 排泥用及び清掃用ポンプの据付・撤去の際は、発注者の立会及び指示により、現場に備え付けのチェーンブロックを用いて人力で行うこと。
 - オ 現場業務期間は、発注者の指定する期間とする。
 - カ 工業用水の給水に支障の発生する恐れのある場合は、監督員の指示により一時的に作業を中断させることがある。
 - キ 並行して行われる工事等との協調を保つため、一時的に作業の中断を指示する場合がある。また、受注者は、業務期間中に同時施行される工事との工程調整のため、清掃方法等を監督員と随時協議し業務の円滑な進捗を図るものとする。
 - ク その他、監督員の指示に従うこと。

(諸法令の遵守)

第11条 受注者は、本業務の履行に当たり、次の各号に掲げる関係法令及び業務に関する諸法令を遵守するものとし、その運営及び適用は、受注者の負担と責任において行うものとする。

- (1) 労働安全衛生法
- (2) 電気設備技術基準
- (3) その他関係法令等

(規格)

第12条 本業務の点検、測定に当たっては、次の各号に掲げる規格を適用するものとする。ただし、監督員が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 日本産業規格(JIS)
- (2) 電気学会電気規格調査会標準規格(JEC)
- (3) 日本電機工業会規格(JEM)
- (4) その他関係規格、基準等

(提出図書)

第13条 受注者は、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】(以下「ガイドライン」という。)」を準用し、各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)しなければならない。

なお、ガイドライン中の「工事」は「業務」に、「特記仕様書・現場説明書」は「業務仕様書」に、「しゅん工」は「完了」にそれぞれ読み替えるものとする。

- 2 ガイドラインで特に記載がない項目については、監督員と協議の上提出するものとする。
- 3 受注者は、都合により電子納品できないときは、監督員と協議の上全ての書類を紙納品することができる。
- 4 受注者は、1項に定める電子成果品(正・副各1部)のほか、次に掲げる図書を電子データ及び紙媒体により指定期日までに提出しなければならない。

(1) 業務計画書	契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に	2部
ア 業務概要		
イ 業務工程		
ウ 業務組織計画		
エ 連絡体制(緊急時含む)		
オ 使用する主な機器		
カ 作業方法		
キ その他		
ク 実施方針		
ケ 使用する主な図書及び基準		
コ 成果品の内容、部数		
(2) 業務成果報告書	業務完了検査請求日まで	2部
(3) 業務写真	業務完了検査請求日まで	2部
(4) 監督員が指示する図書		必要部数

(現場責任者)

第14条 受注者は現場責任者を定め、契約後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内(土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで)に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面(様式5)をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

(その他)

- 第15条 受注者は、本業務の工程表作成に際し監督員と協議の上決定するものとする。
- 2 受注者は、本業務の実施に際し、監督員の立会あるいは了解のもと作業を行わなければならない。
- 3 本業務に必要な点検器具及び工具類は、受注者の負担と責任において準備しなければならない。ただし、沈砂池清掃用ホース及び代掻きについては、受注者の申し出により貸与する。
- 4 本業務の履行に当たり、軽微な修理部品については受注者の負担とする。
- 5 本業務は、受注者の責任において発注者の業務に支障のないよう行わなければならない。
- 6 本業務に起因する故障が発生した場合は、受注者の責任と費用負担によって復旧処理しなければならない。
- 7 本業務実施中に故意又は過失によって他の設備及び第三者に損害を与えた場合は、全て受注者の責任により補償しなければならない。
- 8 本業務により不良箇所が発見された場合、受注者は速やかに監督員に報告し、その処置について協議するものとする。ただし、軽微なものについては受注者の負担にて補修するものとする。
- 9 撤去品については、監督員が指示する場所に集めておくものとする。

(業務の完了)

第16条 業務終了後、発注者の行う業務完了検査の合格をもって本業務の完了とする。

徳島県企業局長 殿

受注者 住所
氏名

印

現場責任者届

業務名 _____

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏名(生年月日)	(. . 生)	現場責任者の 顔写真を貼付
取得資格等 (取得資格があれば)		

- ※1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証の写し等）を添付すること。
<直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
- 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
 - 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経歴証明書を添付すること。